省　　令

○経済産業省令第八十三号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和二年十一月六日

経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれと対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第３条、第５条、第１４条第１項関係）	別表第１（第３条、第５条、第１４条第１項関係）
特定製品の区分 / 技術上の基準	特定製品の区分 / 技術上の基準
１．～３　［略］	１．～３　［略］
［略］	［略］
４．登山用ロープ　１　［略］ ２　落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃力が、技術上の基準の欄の４（２）の表示のあるものにあっては７，８４５．３ニュートン以下、その他のものにあっては１１，７６８．３ニュートン以下であり、２回目にはロープが切断しないこと。 ３・４　［略］	４．登山用ロープ　１　［略］ ２　落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃応力が、技術上の基準の欄の４（２）の表示のあるものにあっては７，８４５．３ニュートン以下、その他のものにあっては１１，７６８．３ニュートン以下であり、２回目にはロープが切断しないこと。 ３・４　［略］
５．・６　［略］	５．・６　［略］
［略］	［略］
７．石油給湯器　１～７　［略］ ８　自然通気形のものについては、遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。 ９　遠隔操作機構を有するものにあっては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によって点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものについては、この限りでない。 １０　［略］	７．石油給湯器　１～７　［新設］ ［新設］ ８　［略］
８．石油ふろがま　１～５　［略］ ６　自然通気形のものについては、遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。 ７　遠隔操作機構を有するものにあっては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によって点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ず	８．石油ふろがま　１～５　［新設］ ［新設］